

公立小学校・保育所における給食食材の放射性物質検査を実施します

平成23年(2011年)10月4日(火)

箕面市は、食と放射能に関する問題の全国的な広がりに伴い、給食で使用する食材に対する保護者の関心が高いことから、公立の小学校・保育所で使用する給食食材の放射性物質のサンプリング検査を実施することとしました。

箕面市では、従来から地産地消を原則として豊能地区産・大阪府産・近畿産の優先順位で給食食材を調達してきました。

改めて給食の安全性を確保し、保護者に安心していただくため、生産地や生産者による検査、大阪府による流通食品の検査に加えて、本市においても給食に使用する食材について、放射性物質の検査を実施します。

1 箕面市が放射性物質の検査を行う理由について

箕面市では、従来から地産地消を原則として豊能地区、大阪府、近畿の優先順位で給食食材を調達してきました。

一方、全国に流通している食品等は、生産・出荷サイドによる放射性物質の検査に加え、都道府県によるダブルチェックも実施されています。

箕面市は、こうした状況に加えて、子どもたちに提供している学校給食の食材について、自らも放射性物質のチェックを実施することができれば、更なる安心安全の体制が構築できると考えています。市民の安心のため、子どもの笑顔のために、給食の安全確保に取り組みます。

なお、該当地域の生産物が安全であったことを公表することにより、風評被害の抑止にもつながると考えています。

2 検査対象及び検査項目について

(1) 検査対象

給食に使用する肉類、魚介類、青果物などを対象に

- ・国等からの情報により、放射性物質に汚染されている可能性のあるもの
- ・過去に出荷制限や出荷の自粛が求められた地域で生産されたものを対象とします。

(2) 検査項目

[放射性ヨウ素]及び[放射性セシウム(セシウム134及び137)]

3 検査体制の整備について

消費者庁が独立行政法人国民生活センターを通じて実施する放射性物質検査機器の貸与を申請し、活用します。

検査機器の整備ができるまでの間は、民間検査機関等での検査を実施します。

4 サンプル検査の実施方法について

(1) 当面の民間検査機関等での検査

翌週に使用を予定している給食食材について、事前に検査対象となる食材を購入し、サンプル検査を実施します。

検査の結果、国が示す暫定基準値を超えるおそれが出た場合は、当面の間、安全な代替食材に変更する、メニューの変更を行う、又は生産地を変更するなどの対応を行います。

(2) 放射性物質検査機器の貸与後

給食実施当日、検査対象となる食材についてサンプル検査を実施します。

検査の結果、国が示す暫定基準値を超えるおそれが出た場合は、当該食材を使用したメニューの提供を中止します。また、翌週以降に使用を予定している場合は、安全な代替食材に変更し、メニューの変更を行う。又は生産地を変更するなどの対応を行います。

5 検査開始時期について

平成 23 年（2011 年）10 月 11 日から実施

6 検査結果の公表について

検査結果が判明次第、市ホームページで公表します。

7 給食使用食材の産地公表について

給食使用食材の産地については、平成 23 年（2011 年）10 月 11 日から市ホームページで随時公表します。

【参 考】

独立行政法人国民生活センターを通じて貸与される放射性物質検査機器の内容等

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ・ 機器 | 簡易型ガンマ線スペクトロメーター 1 台 |
| ・ 必要となる経費 | 検査機器メンテナンス費用として年間約 15～30 万円 |
| ・ 貸与期間 | 平成 24 年 3 月末迄の間 |
| | ※平成 24 年度以降は 1 年ごとに更新となる見込み |

問い合わせ先

【小学校関係】

教育推進部

TEL（代表）072-723-2121

（内線）3460

【保育所関係】

子ども部

TEL（代表）072-723-2121

（内線）3610